



ご挨拶

日本弁理士会中央知的財産研究所は平成8年度から活動を開始し、本年度で23年目を迎えることになりました。中央知的財産研究所の目的は、「長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資すること」です。この目的のもと、研究、実務、制度改正などの様々な側面からタイムリーなテーマを取り扱い、会員、知財関係者への情報発信を行っています。平成21年からは研究成果を「別冊パテント」として日本弁理士会の全会員に配布すると共に、大学、裁判所、特許庁、弁護士会をはじめ、日本工業所有権法学会などに参加されている実務家、学者、研究者等に配布して高い評価を得ています。

この度は、「特許クレーム解釈と記載要件」を研究テーマとした研究報告書を「別冊パテント第20号」として発行する運びとなりました。

特許実務や訴訟に携わる弁理士、弁護士、特許庁審判官、審査官、裁判官はもとより、知的財産法の研究者にとっても、「特許クレーム解釈と記載要件」は、重要なテーマであることは言うまでもありません。長年研究されてきた知的財産法分野における中心的テーマの一つです。近年は、プロダクト・バイ・プロセス・クレーム（PBPクレーム）に関する最高裁判決（平成24年（受）第1204号、平成24年（受）第2658号）や、均等論に関する最高裁判決（平成28年（受）第1242号、平成29年3月24日判決）等の重要判決があり、クレーム解釈や記載要件についての、より一層の実務的、学術的な研究の重要性が高まっております。このような状況を背景として、本書は、機能的クレーム、PBPクレーム、用途発明等の解釈、均等論などのクレーム解釈を巡る問題と、明確性要件、サポート要件、実施可能要件などの記載要件を巡る問題について、多面的な視点からの研究報告書としてまとめられています。いずれの内容も、クレーム作成や明細書記載の戦略策定に、大いに参考となる内容となっております。そのような意味で、今回の研究の成果としての論文が皆様の研究や実務の一助となれば幸いです。

当研究所としては、今後も知的財産制度及び弁理士制度に関する理論的な研究と提言とを広く各方面に発信し、知的財産制度の発展、日本弁理士会の地位向上、並びに社会的貢献に努めて参ります。

末筆ながら、本研究に携わって頂いた多くの研究員の方々に対し改めて感謝を申し上げますとともに、研究員の方をサポートして頂き運営にご尽力頂いた副所長及び運営委員の皆様、本研究報告書を刊行するに際して多大なご協力を頂きました一般社団法人発明推進協会、日本弁理士会事務局の皆様に対しても、この紙面を借りて改めて感謝を申し上げます。

日本弁理士会中央知的財産研究所
所長 伊丹 勝